

投資信託約款変更案の新旧対照表

1. ノムラ日本株戦略ファンド

- ・運用方針の変更、新法化、ファンド名称の変更、信託報酬の変更、決算日の変更、存続マザーファンド追加

(変更後)	(変更前)
<p><ファンド名> <u>野村国内株式アクティブオープン</u></p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><略></p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド受益証券およびノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。</u> <以下、略></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。</u></p> <p>② <u>わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。</u></p> <p>③ <u>株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。</u></p> <p>④ <略></p>	<p><ファンド名> <u>ノムラ日本株戦略ファンド</u></p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><同左></p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>主としてわが国の株式およびノムラ日本株戦略ファンドと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</u> <以下、同左></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。また、各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。</u></p> <p>② <u>株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向等を勘案して、運用総責任者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。</u> <新設></p> <p>③ <同左></p>

<p>(3) 投資制限 ①～⑧ <略> <削除></p> <p>⑨～⑩ <略></p> <p>3. 収益分配方針 <略></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <略> ② この信託は、<u>信託法(平成18年法律第108号)</u> (以下「<u>信託法</u>」といいます。)の適用を受けます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第20条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンドおよびノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド(以下「<u>各マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもって各マザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。</p> <p>1. ～5. <略> <削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>6. コマーシャル・ペーパー</p> <p>7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。) <削除></p> <p><削除></p> <p>9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</p>	<p>(3) 投資制限 ①～⑧ <同左> <u>⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u> ⑩～⑪ <同左></p> <p>3. 収益分配方針 <同左></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <同左> ② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)</u>(以下特段の記載があるものを除き「<u>信託法</u>」といいます。)の適用を受けます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第20条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド(以下「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。</p> <p>1. ～5. <同左></p> <p>6. <u>特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>7. <u>特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>8. <u>協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>9. <u>特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>10. コマーシャル・ペーパー</p> <p>11. <u>新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)</u>および新株予約権証券</p> <p>12. <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p>13. <u>証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>14. <u>投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>15. <u>外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</u></p>
---	---

<p><削除></p> <p>10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの</p> <p>13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p><削除></p> <p>なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>② <略></p> <p>③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><削除></p> <p>④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</p> <p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業</p>	<p>16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</p> <p>17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの</p> <p>20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② <同左></p> <p>③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条に掲げる有価証券等への投資等ならびに第24条、第25条、第26条、第</p>
--	---

務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 28 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 28 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいい、各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 25 条 <略>

1. ～3. <略>

28 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

<新設>

<新設>

<新設>

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 25 条 <同左>

1. ～3. <同左>

- ② <略>
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. ～3. <略>
- ③ <略>

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 26 条 <略>

② <略>

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤～⑥ <略>

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外

- ② <同左>
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. ～3. <同左>
- ③ <同左>

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 26 条 <同左>

② <同左>

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤～⑥ <同左>

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外

<p>外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。</p> <p>（外国為替予約の指図） 第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託業務の委託等） 第 33 条 <略> 1. ～4. <略> ② <略> ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ～4. <略></p> <p>第 34 条 <u>（削除）</u></p> <p>（信託の計算期間） 第 43 条 この信託の当初の計算期間は、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 12 年 2 月 2 日から平成 12 年 9 月 20 日までとします。また、<u>2025 年 3 月 21 日に開始する計算期間は 2025 年 8 月 27 日に終了するものとし、それ以降の計算期間は、毎年 2 月 28 日から 8 月 27 日までおよび 8 月 28 日から翌年 2 月 27 日までとすることを原則とします。</u></p> <p>② <略></p> <p>（信託財産に関する報告等） 第 44 条 <略> ② <略> ③ <u>受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。</u> ④ <u>受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない</u></p>	<p>貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。</p> <p>（外国為替予約の指図） 第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>② <同左></p> <p>（信託業務の委託等） 第 33 条 <同左> 1. ～4. <同左> ② <同左> ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（<u>裁量性のないものに限り</u>ます。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ～4. <同左></p> <p>（有価証券の保管） 第 34 条 <u>受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</u></p> <p>（信託の計算期間） 第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 12 年 2 月 2 日から平成 12 年 9 月 20 日までとします。</p> <p>② <同左></p> <p>（信託財産に関する報告） 第 44 条 <同左> ② <同左> <新設> <新設></p>
---	--

情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 152 の率を乗じて得た額とします。

②～③ <略>

(信託契約の解約)

第 54 条 <略>

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

<削除>

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 56 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 190 の率を乗じて得た額とします。

②～③ <同左>

(信託契約の解約)

第 54 条 <同左>

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 56 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、また

<p>受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 59 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p> <p>② <略></p> <p>(信託約款の変更等) 第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。</p> <p>(反対受益者の受益権買取請求の不適用) 第 59 条の 2 この信託は、受益者が第 53 条の規定</p>	<p>は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 59 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② <同左></p> <p>(信託約款の変更) 第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(反対者の買取請求権) 第 59 条の 2 第 54 条に規定する信託契約の解約ま</p>
---	--

<p>による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 54 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p> <p><削除></p> <p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限) 第 59 条の 2 の 2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。</p> <p>1. 他の受益者の氏名または名称および住所 2. 他の受益者が有する受益権の内容</p>	<p>たは前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 54 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 54 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。</p> <p>② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。</p> <p><新設></p>
--	--

・消滅マザーファンド削除

(変更後)	(変更前)
<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><略></p> <p>1. 基本方針 <略></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。 <以下、略></p> <p>(2)~(3) <略></p> <p>3. 収益分配方針 <略></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 20 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資す</p>	<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><同左></p> <p>1. 基本方針 <同左></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 野村国内株式アクティブオープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド受益証券およびノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。 <以下、同左></p> <p>(2)~(3) <同左></p> <p>3. 収益分配方針 <同左></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 20 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本株戦略ファンド マザーファンドおよびノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド (以下「各マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するもの</p>

ることを指図します。

1. ～13. <略>

② <略>

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 <略>

1. ～3. <略>

② <略>

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時

限る。）をもって各マザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. ～13. <同左>

② <同左>

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項において各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいい、各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 <同左>

1. ～3. <同左>

② <同左>

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資

<p>価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。</p> <p>2. ～3. <略></p> <p>③ <略></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑤～⑥ <略></p> <p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p> <p>第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(外貨建資産への投資制限)</p> <p>第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。</p> <p>(外国為替予約の指図)</p>	<p>産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額の範囲内とします。</p> <p>2. ～3. <同左></p> <p>③ <同左></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</p> <p>⑤～⑥ <同左></p> <p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p> <p>第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</p> <p>(外貨建資産への投資制限)</p> <p>第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。</p> <p>(外国為替予約の指図)</p>
---	---

<p>第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>② <略></p>	<p>第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>② <同左></p>
--	--

2. ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド

(変更後)	(変更前)
<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><略></p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <略></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。</u></p> <p>② <u>わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。</u></p> <p>③ <u>株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。</u></p> <p>④ <略></p> <p>(3) 投資制限 ①～⑧ <略></p>	<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p><同左></p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、<u>中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <同左></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。また、各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。</u></p> <p>② <u>株式の組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向等を勘案して、運用総責任者が適切と判断した際には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。</u></p> <p><新設></p> <p>③ <同左></p> <p>(3) 投資制限 ①～⑧ <同左></p>

<p><削除></p> <p>⑨～⑩ <略></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <略> ② この信託は、<u>信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)</u>の適用を受けません。</p> <p>(併合による信託) 第2条の2 <u>信託の併合(第49条第1項に規定するこの信託と他の信託との併合をいいます。以下、本条、第7条の2、第8条、第34条第2項、第35条第3項および第41条第1項において同じ。)</u>に伴いこの信託が消滅する場合、併合後の信託の名称および併合を行なう日(以下「併合日」といいます。)は、別に定めます。 ② <u>信託の併合が行なわれる場合、この信託の信託財産は併合後の信託の信託財産に繰り入れることとします。</u></p> <p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第4条 この信託にかかる受益証券(<u>第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。)</u>の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p> <p>(受益者に対する受益権の交付) 第7条の2 <u>信託の併合が行なわれる場合、この信託の受益者に対しては、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に対応する第8条に定める信託財産の純資産総額で取得可能な併合後の信託の受益権口数を交付します。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。</u></p> <p>(追加信託金の計算方法) 第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たもの)とします。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、追加信託が行なわれる日までに信託の併合が行なわれる場合は、</p>	<p>⑨ <u>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u></p> <p>⑩～⑪ <同左></p> <p>(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <同左> ② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)</u>の適用を受けません。</p> <p><新設></p> <p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p> <p><新設></p> <p>(追加信託金の計算方法) 第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たもの)とします。また、追加信託が行なわれる日までに追加信託が行なわれる場合は、</p>
--	--

<p>併合後の信託の追加信託が行なわれたものとし ます。</p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第 10 条 <略> ②～③ <略> ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。 ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。 ⑥ 第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。 ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。 ⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。 ⑨ 第 4 項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 <略> 1. ～5. <略> <削除> <削除> <削除> <削除> 6. コマーシャル・ペーパー 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 6 号の証券または証書の性質を有するもの 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。） <削除> <削除></p>	<p>(受益証券の発行および種類)</p> <p>第 10 条 <同左> ②～③ <同左> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第 13 条 <同左> 1. ～5. <同左> 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。） 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。） 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。） 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。） 10. コマーシャル・ペーパー 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。） 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</p>
--	---

<p>9. <u>外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u> <u><削除></u></p> <p>10. <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> 11. <u>貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u> 12. <u>外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの</u> 13. <u>指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> <u><削除></u></p> <p>なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>②～③ <u><略></u> <u><削除></u></p> <p><u>（利害関係人等との取引等）</u> 第13条の2 <u>受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u> ② <u>受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。</u> ③ <u>委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2</u></p>	<p>15. <u>外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u> 16. <u>預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u> 17. <u>外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> 18. <u>貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u> 19. <u>外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの</u> 20. <u>指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> 21. <u>抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②～③ <u><同左></u> ④ <u>委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p><u><新設></u></p>
--	---

<p>条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。</p> <p>(信託業務の委託等)</p> <p>第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。</p> <p>1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと</p> <p>2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること</p> <p>3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること</p> <p>4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること</p> <p>② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. 信託財産の保存に係る業務</p> <p>2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為</p> <p>第 27 条 (削除)</p> <p>(受託者による資金立替え)</p> <p>第 34 条 <略></p> <p>② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときまでにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ <略></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第 35 条 <略></p>	<p>(保管業務の委任)</p> <p>第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(有価証券の保管)</p> <p>第 27 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p> <p>(受託者による資金立替え)</p> <p>第 34 条 <同左></p> <p>② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ <同左></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第 35 条 <同左></p>
---	---

<p>② <略></p> <p>③ 前項ただし書きにかかわらず、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了日は、併合日の前日とします。</p> <p>(信託財産に関する報告等)</p> <p>第36条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。</p> <p>④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、一部解約の請求から当該一部解約を行なう日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の一部解約が行なわれたものとして第2項の規定を適用します。なお、併合を行なうにあたって必要と認めるときは受益者の信託の一部解約の請求を受け付けません。</p> <p>② <略></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第42条 <略></p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。</p> <p>⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提</p>	<p>② <同左></p> <p><新設></p> <p>(信託財産に関する報告)</p> <p>第36条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。</p> <p>② <同左></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第42条 <同左></p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告</p>
--	---

案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

<削除>

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② <略>

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使し

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② <同左>

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

<p>ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。</p> <p>(反対受益者の受益権買取請求の不適用) 第50条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p> <p>(付表) 1. 約款第2条の2に定める「併合後の信託の名称」は次の通りとします。 併合後の信託の名称 親投資信託 ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド 2. 約款第2条の2および第35条第3項に定める「併合日」は次の通りとします。 併合日 2025年8月28日</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(反対者の買取請求権) 第50条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第42条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。</p> <p>(付表) <新設></p>
---	---

以上

(ご参考)

異議申立の手続きで受益者の方をお願いしたいこと

当書面をお読みいただき、本約款変更について、賛成または反対をご判断いただきます。

受益者の方

約款変更について

賛成

または

反対

手続きは一切不要

異議申立の手続きが必要

郵便はがき等の書面に
必要事項を記入し、郵送
(2025年3月26日(水)必着)
*詳細は4.(3) 参照

※その後の流れについては、4.(2) 異議申立の結果、4.(ご参考) をご覧ください。